

保護者様

安中市立臼井小学校
校長 伊藤 公夫

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは下記に該当する病気にかかられているようですが、学校保健安全法により出席停止となります。欠席扱いにはなりません。主治医から登校の許可があるまでは、十分に休養をとってください。病気がなおって登校する際には、医師の証明書をいただいて学校に提出してください。

感染症と出席停止になる期間の基準

感染症		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベーターコロナ ウィルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属MARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症	病気が治るまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※ 注意

第二種の感染症については、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときはこの限りではありません。また、群馬県では「その他の感染症」に指定されている病気はありません。

(別紙)

主治医様

お手数ですが、下記の証明書にご記入をお願いいたします。

安中市立臼井小学校長

----- きりとりせん -----

証明書

安中市立臼井小学校長様

____年 氏名_____

病名 ()

上記のものは、____月____日より出席停止になっていましたが、集団生活に支障がないと思われますので、____月____日より出席してよいと考えます。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名_____

医師氏名_____印